

山西洪洞県水利碑考

— 金天眷二年「都總管鎮國定兩縣水碑」の事例 —

井 黒 忍

【要約】 灌漑事業の経緯や灌漑用水の供給をめぐる水争の顛末を記録した水利碑は、関係者を顕彰し事業を記念するという碑刻資料の持つ一般的性質に加えて、灌漑用水の利用に関する水利規定を明文化する役割を果たした。金代初期における霍水をめぐる水争の結果として立石された「都總管鎮國定兩縣水碑」は、現実に目前に存在するモノとして後世においても現実的・実用的利用に供されることとなる。明代における水争裁定時には、当該碑刻は関係者のともに依拠するデータとされ、さらに清代に水利関連規定集たる渠冊が編纂された際には、その冒頭に当該碑文が取められるとともに、碑文内には含まれない利用細則までもが金代天眷年間に定められたものとして記録される。また碑文中に見える「上畔」と呼ばれる文書は、金朝華北統治の最高機関たる元帥府の下部行政機関として設置された樞密院（行臺尚書省）より発せられる行政文書として創出された文書形式であり、これら文書移動を通して水争調停の背景にある金朝の華北統治体制が整備された文書システムを基礎とするものであったことが読み取れる。

史料 八七卷一号 二〇〇四年一月

はじめに

碑刻史料の持つ特徴の一つとして、形式・内容の両面における個別具体性が挙げられるが、同時にその目的・役割の多様性も見逃ごせない点である。故人の偉業を顕彰するための墓誌・神道碑・塔銘、官衙・寺観祠廟等の創建重修を記念す

る各種碑記、さらに標準テキストの保存を目的とする石経など碑刻一基一基が明確な目的を持ちその役割を果たすべく刻石という形態が選択され、関係各所に立石されたのである。

とりわけ近年活発な利用が見られるモンゴル時代の各種碑刻に関しては、モンゴル語直訳体の言語学的検討に加えて、刻石という状態で現存する聖旨・令旨など各種命令文書の検討を通して立石に関わる政治的背景の解明が試みられる。中でも寺観祠廟に宛てた保護認可状（公摺）は受給者たる個人・集団によって自らの特権を顕示するために刻字立石された。また政策の一貫として建立された著名な文人官僚の手になる各種碑記は歴代王朝の中でもとりわけ巨大で良質な石材に刻まれ、モンゴル政府の施策を記念するモニュメントの役割を担った。

本稿で取り上げる水利碑とは農業用水の供給及び水分供給による土壌の農耕適地化の為に行われた灌漑水路の開鑿や補修、各河川の治水事業の経緯などを記した碑刻を総称する。^①各地に現存するこれら水利碑も事業に携わった個人・集団の顕彰、事業の記念という役割を担う意味においては、その他の碑刻資料に共通する性質を有する。

但し、顕彰・記念といった立石者側から碑刻を「見る側」への一方向的な働きかけに止まらず、現実に目前に存在するモノとしての碑刻が「見る側」の現実的・実用的利用に供されるという点にこそ水利碑の特徴が存するのである。したがって水利碑を研究対象とするに際しては、従来より様々に検討されてきた立石者側の視点から碑刻に関わる各種状況を考察することに加えて、碑刻を「見る側」からの視点に着目し、水利碑自身もつつモノとしての現実的役割を検討する必要があると考えられる。^②

現在の山西省洪洞県広勝寺鎮広勝寺水神廟に現存する「都總管鎮國定兩縣水碑」は、金代天眷二年（一一三九）の立石にかかり、霍泉を利用した灌漑用水の分配を巡る趙城県・洪洞県の争い、所謂水争の経緯とその裁定結果を記したものである。これまで金代における水利事業に関しては、長瀬守氏による概括的な検討を除いてはほとんど言及されることはなかった。^③こうした研究状況は金代史全般に対しても言えるように、史料の不足という根本的な原因に由来するものであり、

特に地方の小河川に関わる水利事業の経緯は正史及び各種文集等にもほとんど記載されず、その具体的事例に関する検討は手つかずの状態である。しかしながら当該時期においても華北乾地農業の基礎とも言える水利灌漑整備事業は積極的に推進されており、その事績は水利碑の考察を通しての具体的な事実関係を検証することが可能となるのである。

また、灌漑用水の使用に当たっては水例・渠規と呼ばれる関連規定が設けられ、これら各種規定に則って灌漑用水の使用がなされるとともに、違反者に対しては罰則が科せられた。^④森田明氏によれば、「本来水利組織は慣習法によつて運営され、成文化されない規範がみならず受入れられ、自立的な慣行として遵守されていた」とされる。^⑤森田氏が述べる様に水利組織の管理運営、灌漑用水の分配等に関する各種規定が慣習法として維持されるという性質のものであるとすれば、立石時における灌漑用水分配割合、灌漑対照地域等を明示した水利碑の持つ意味が単なる記念碑としてのレベルに止まるものではないことが想定できよう。

そこで本稿においては、金代史研究における新たな史料としての水利碑を採り上げ、さらには水利碑自身の持つ性質・役割を検討することにより、水利史研究における碑刻資料の持つ意義を改めて問い直すこととしたい。また碑文内容により踏み込んだ分析を行うことで、灌漑事業が実施された政治的背景、すなわち当該時期における金朝の華北統治の一面が明らかにできると考え得る。

そこでまず碑刻資料を扱う上での不可欠の作業である正確な録文及び現代語訳を提示し、内容の分析及び基礎的な事実関係を確認した上で、さらに当該碑刻の記載事項が後世においていかなる意味を持ち得たかを霍渠に関連した各種水利碑、その他関連史料の検討を通して考察することとする。なお、筆者は平成一四年七月に洪洞県広勝寺を訪れ、当該碑刻を実見する機会を得た。以下、実地調査の知見を交えて述べていく。^⑥

① 水利碑に関しては、堰堤・閘門など灌漑施設の創設・整備の経緯を記すもの、明嘉靖一四年（一五三五）の「黄河圖説」に代表される河

川流域図を刻したものなど、その様式・記載内容は極めて多様であり、かつ具体的なデータが豊富に記載される。水利史研究においては従来

より碑刻資料の利用は活発になされてきたが、それらは或いは時代的な制限のもと文集・石刻書に収録される記事の利用に限定されるものであり、碑文内容の検討を主眼とするものであった。但し、近年の諸方面における研究環境の改善により、実物に近い形で碑刻資料を扱う研究も公表されている。杜森仁・嵯振西「引澗灌溉工程及其碑碣」〔農業考古〕一九九二年第三期、伊原弘「河畔の民——北宋末の黄河周辺を事例に」〔中国水利史研究〕第二十九号、二〇〇一）。

② 文献史料を始めとする各種史料を扱う上で、その記載内容の検討に止まらず、史料自体を一個の「モノ」としてとらえ検討を行うべきとする見方は、既に杉山正明氏によって提唱される。杉山正明「史料とはなにか」〔岩波講座世界歴史〕第一巻、岩波書店、一九九八）。

③ 長瀬守「金代華北における水利開發の展開」〔中国水利史研究会編「佐藤博士退官記念中国水利史論叢」国書刊行会、一九八四。また、韓茂利「遼金農業地理」〔東方歴史学術文庫、社会科学文献出版社、一九九九〕にも当該時期の水利灌溉に関する言及が見られる。

④ 従来の山西地方における水利灌溉に関する研究は、主に清代及び民国期の事例を扱うものであった。森田明氏は清代洪洞県における水利組織の問題を取り上げ、好並隆司氏は太原県晋水渠をめぐる水争及び水利灌溉の検討を行う。また、宮崎洋一氏は同じく清代山西地方にお

ける水利事業の展開を環境問題との関わりの中で論じる。なお中国水利学会水利史研究会・山西水利学会水利史研究会編「山西水利史論集」〔山西人民出版社、一九九〇〕には、本稿で取り上げる洪洞県霍泉を含めた山西地方の著名な灌溉施設に関する豊富な研究が収録される。森田明「山西省洪洞県の渠冊について——「洪洞県水利志補」簡介——」〔中国水利史研究〕第八号、一九七七A、同「清代華北における水利組織とその性格——山西省通利渠の場合——」〔歴史学研究〕第四五〇号、一九七七B、以上A・Bは筆者が便宜的に附した）、同「清代華北の水利組織と渠規——山西省洪洞県における——」〔史学研究〕第一四二号、一九七八、好並隆司「近世・山西の水争をめぐって」〔佐藤博士退官記念・中国水利史論叢〕国書刊行会、一九八四）、同「晋記志」よりみた晋水四渠の水利・灌溉」〔好並隆司「中国水利史研究論叢」岡山大学文学部、一九九三）、宮崎洋一「清代山西省の水利行政と環境」〔中国水利史研究〕第二十六号、一九九八）。

⑤ 前掲註④森田一九七八、六〇頁。

⑥ 調査時において現存を確認し得た金元代碑刻史料に関しては、飯山知保・松田善之の両氏と共に執筆した「陝西・山西訪碑報告」〔附・陝西・山西訪碑行現存確認金元碑目録〕〔史滴〕第二四号、二〇〇二）参照。

一 「都總管鎮國定兩縣水碑」録文と現代語訳

山西省洪洞県の東北一七kmに位置する広勝寺内の水神廟は、境内に湧く霍泉の神——大郎神を祀る祠廟である。元代建築の遺構として、さらに内部に現存する「売魚図」・「戯劇図」・「下棋図」等の極めて良好な保存状態を保つ各種壁画によって正殿たる明応王殿の名はあまりに有名である。これに対して明応王殿の東西南壁に立石・鑲嵌される多数の水利碑に

対する言及が従来よりほとんどなされてこなかったことは極めて対照的である。

これら水利碑には霍泉を水源とする灌漑用水の分配規定、違反者に対する罰則規定などの各種水利規定が刻され、一二世紀より一九世紀に及ぶ霍渠灌漑利用に関わる具体的状況を通観することができる。^①中でも本稿で取り上げる金代天眷二年立石の「都總管鎮國定兩縣水碑」は、現存する碑刻中において劈頭を飾るものであり、これら一連の霍渠関係水利碑を考察する上で必須の情報を提供する。

「都總管鎮國定兩縣水碑」は碑高一五五cm、幅九一cm、円首の碑形、方趺を有し、現在、明応王殿南壁西側に置かれ、中央より左右・下方向にはしる断裂部分はセメントにて補修される。その録文は『山右石刻叢編』卷一九、『洪洞縣水利志補』、『黃河金石錄』に収録され、^②『觀妙齋藏金石文考略』卷一五、『寰宇訪碑錄』卷一〇、『櫟古錄』卷一六、『山西各縣名勝古蹟古物調査表』にその名が挙がる。

「はじめに」でも述べたように、碑刻史料を扱う上で正確な録文の提示と読解という意味での現代語訳は、同一最良のテキストを共有するという意味において不可欠の作業である。特に当該碑刻に関しては管見の限り碑影・拓影は公表されておらず、従って本稿にいささかの意義が認められるとすればこの点にこそ存在すると考え得る。また次章で扱う文書行政システムの分析には、各官司の序列化を示す平出・空格など原碑そのものの様式の検討が必要不可欠であるが、現時点において確認することができる上掲三種の録文においてはこうした措置はなされない。よって煩をいとわず録文及び現代語訳を提示する。なお、録文は調査時のメモを基に作成し、『山右石刻叢編』、『洪洞縣水利志補』、『黃河金石錄』を参照して異同を示す。また、改行・平出・空格・小字の別に關しても、調査時のデータに基づいて明示する。

〔録文〕（「」は碑刻の破損・摩滅により判読不能であり、諸本との校勘、或いは前後の文脈より筆者が推定した箇所、□は諸本に異同が見られるものの現地調査によって確認し得た箇所を示す。）

【題額】 都總管鎮國定兩縣水碑

1 竊以利天下之物者，莫善于水。得之則其利博，不得之則其利鮮。斯可知矣。伏見平陽府者，水土濱以且肥，民俗殷而猶儉。乃古帝堯所都者也。府東北九十餘里，有山曰霍山，山陽有泉曰霍泉。湧地以出，派而成河。居民因而導之，分爲兩渠，一名南霍，一名北霍。

3 兩渠游趙城，洪洞縣界而行，其兩縣民皆賴灌溉之利，以_固生也。自宋時慶曆五年分，有兩縣人戶爭霍泉河灌溉水田分數不均。是時，

4 責有司推勘，據兩縣分析到，霍泉河水共澆溉一百三十村莊，計一千七百四十七戶，計水田九百六十四頃一十七畝八分，動水

〔碾〕磨

5 四十五輪。趙城縣人戶合得水七分，洪洞縣人戶合得水三分，兩詞自此而定。其戶籍水數若干，具在碑石，永爲來驗。迨今積有年矣，不

6 聞詞訟。至

7 本朝天會十三年，趙城縣申，據使水人戶虞潮等狀告有洪洞縣人戶盜使水。府衙數差官規畫不定。至天會十五年十月內，再牒委府

8 判高金部規畫，定於母渠上置木隔子，更隔上岸，水勢勻流。取到兩縣官吏，委是均平，別無偏曲不均文狀。至天眷元年四月八日，准奉

9 樞密院上畔、

10 元帥府劄子，咨送封題到平陽府趙城縣張山等狀告，高府判牒行填塞了南岸海水泉眼，更於元置定霍河三七分限口次東五步外
11 海泉出水口，頓然糾修石堰一道，匿起水勢，高漲于上面，流過諸處，泛出泉眼，合流入南霍河，增益水多，山等北霍河水見減二分。乞去

12 除糾起石堰。下本府仍分析所告虛的。府衙具前後爭告使水不均，及差官定奪詞因，申過樞密院。當年八月二十六日，准奉

13 樞密院上畔、據所申因依、緣不見得指定一十一村因甚未肯准伏、再委廳幕與兩縣知縣并一十一村人戶、依准積年體例、從長規畫。

14 仍賁兩縣人戶、各無詞訴文狀申上。爲本府關員、申覆 樞密院。去後於十月十二日、准奉 上畔、已下錢帛都勾判官朱伸計會兩縣

15 知縣及勾取一十一村人戶、從長規畫、依准積年體例、立定三七分限口、分使水利。仍取賁兩縣各無詞訴文狀連申。天眷二年二月二

16 十七日、准奉

17 行臺尚書省上畔、據新授中京留判官朱伸告、爲定水公事頭〔役〕、乞更差官一員、同共規畫。已下絳陽軍節度副使楊楨同共規定。當年

18 四月九日、洪洞縣人戶張方等經

19 元帥監軍行府狀告、府判官高金部定水不均、及朱勾判亦定不〔均〕。乞差新到任近上官員與楊楨奉直同共定奪。今下河東南路兵馬

20 都總管鎮國上將軍完顏謀良也將帶兩縣官吏并合〔十〕人戶、親詣〔圖〕（判讀・推定不能）定水頭、子細檢驗、及參照積古體例定奪、務要兩便。准奉

21 上畔、差委前去定奪趙城・洪洞兩縣人戶水利不均公事。尋親詣到兩縣所爭分水處、驗覲得、先前高府判勑立水櫃并分水去處、委是

22 不依古舊置定到痕跡、是有不均、遂行去拆了當。及將兩縣元置定〔分〕水碑文內照得、該寫趙城縣陡門內水、南北闊一丈六尺一寸、深

23 一尺七寸、洪洞縣陡門內、東西闊六尺九寸、深一尺六寸。遂再將陡門〔內〕見行流水等量得、趙城縣深一尺四寸、比舊時霍水淺三寸。洪

24 洞縣深五寸、比舊時霍水淺一尺一寸。其洪洞縣見今水數不及三分。尋〔將〕兩縣見流水相併等量得、共深一尺九寸。依古舊碑文內各

25 得水分數比附、內趙城縣合得一尺、洪洞縣合得九寸。若便依此分定、緣〔洪〕〔洞〕縣陡門外、地勢低下、水流緊急、減一寸只合得水深八寸。

26 趙城縣水只與深一尺、又緣陡門外、地勢高仰、水流澄漫、以此更添深一寸、共合得一尺一寸。遂將兩渠水堰塞、令別渠散流。兩陡門內

27 闊狹、依古舊尺寸外、將兩渠陡門中用水對量、定於洪洞縣限口西壁、向北照直、添立石頭闊二尺、攔水入南霍渠內、以此立定。趙城縣

28 水七分、洪洞縣水三分、考驗古碑、水數無異。各已取到兩縣官吏并使水人戶准伏、別無偏曲、執結文狀、具解申覆。

29 元帥府并

30 行臺尙書省照驗訖、却奉 上畔。噫、智之與仁根乎性者也。決物所惑曰智也。賙人不足曰仁也。以兩渠之〔訟〕（『山右』言偏のみ、旁は缺）數命前官經度措置、詞不

31 能定。自公親詣分水之所、默而計之、悉見諸利害、折去詞訟、智也。即使兩縣溉田人戶得水平、壹舉皆蒙利、仁也。愚所爲仁智之道、于是

32 乎盡矣。丘行忝在幕官、特承 公旨、今撫其事、再爲之記、刻于其石、帖趙城、洪洞兩縣置碑二亭、一亭於兩縣分水渠上豎立、一亭於本

33 府公廳內豎立、免使更有交爭者。

34 天眷二年六月 日 記高貴楊澧鐫 平陽府押司官喬本書并題額

35 朝散大夫少府少監權平陽府判官楊丘行撰

36 鎮國上將軍平陽府尹兼河東南路兵馬都總管完顏謀高也立石

〔現代語訳〕（丸括弧は筆者が補った箇所を示す。）

【題額】 都総管鎮国定両県水碑

- 1 思うに天下の物を益することにおいて、水に勝るものはない。それを得れば利益は多く、得ざれば利益は少ない。これを知るべきである。伏して思うに平陽府は、水は潤沢で土地は肥沃であり、民の風俗は盛んでありながら慎ましい。まさに
- 2 古の帝王堯が都を置いた地である。（平陽）府の東北九十余里に霍山があり、山の南には霍泉がある。霍泉は地より湧き出でて、流れて河となる。当地の民は霍泉を導き、二本の水路に分け、一方を南霍、一方を北霍と呼んだ。
- 3 両水路は趙城県・洪洞県内を流れ行き、その両県の民は皆灌漑の利に依存して、生計を立てたのである。宋の慶暦五年に、両県の人口は霍泉の河水を用いて灌漑を行う耕地の割合が不均等であるとして争いを起こした。この時、
- 4 有司に事実関係を調査させたところ、両県が明らかにしたことには、霍泉の河水は総計一三〇の村莊の一七四七戸、耕地九六四頃一七畝八分に灌漑用水を供給し、水車
- 5 四五輪を稼働させるとのことである。趙城県の人戸に灌漑用水の総量の内七分を、洪洞県の人戸に三分を供給することと裁定を下し、これによって両県の訴訟は落着した。灌漑対象戸籍・用水供給量は石碑に刻され、永く拠り所となった。これにより今に及ぶまで長年の間、
- 6 霍泉の利用をめぐる訴訟が起されることはなかったのである。
- 7 本朝の天會一三年に、（平陽府が受けた）趙城県からの上申に『受理致しました灌漑用水利用戸の虞潮等の訴えに「洪洞県の人戸が灌漑用水を盗用している。」とのことであります。』と。（平陽）府衙より数度に亘り官を遣わして処置させたが両県の争いを決着させることはできなかった。天會一五年一〇月の間に、再び（平陽府より）牒文を送って
- 8 平陽府判官の高金部に処置を委ねたところ、高は幹線水路中に木隔子（分水の為の堰堤）を設置し、あらためて上流より分水することで、水の流れは一定となった。受け取った両県の官吏（の報告）にはこの措置をまことに公平なものと認め、さらに偏向を訴える文書が提出されることは無かった。天眷元年四月八日に、（平陽府が）拝受した

9 樞密院の上畔に、

10 「（樞密院が受理した）元帥府の箋子に『封を致し書き付けを記した文書にて届けられた平陽府趙城県の張山等の訴えに「高府判が新たに南岸の湧水口を填塞してしまい、さらに従来より定められた霍河を三七分に分ける分水口よりその東五歩外の湧水口に及ぶまで、にわかに石造の堰一道を創建したことによって、水の勢いは増し、高く石堰の上面にまで水が漲り、諸処に流出して、あふれ出た水は、合流して南霍河に入ることとなり、南霍渠に流入する水は増益し、（張）山等の北霍河に流入する水は現にその十分の二が減少しております。」

12 高金部によって創設された石堰を除去せられんことをお願い申し上げます。」と。（樞密院は）本府（平陽府）に命じて張山らの訴えが事実かどうか明らかにさせよ。」と。府衙は前後して争い訴え出た灌漑用水の不均等、及び官を遣わし裁決させた訴訟内容を添えて、樞密院に上申した。当年八月二十六日、（平陽府が）拝受した

13 樞密院の上畔に「受け取った上申の理由によれば、現に一一村の人戸が何故にいまもって納得しないかを確定することができない様であるので、再び平陽府官に委ねて両県の知県並びに一一村の人戸と共同で、長年のきまりに則って、適宜処置させよ。

14 なお両県の人戸に、訴訟の文書を送らせないようにせよ。」と。本府は欠員の為に、再び樞密院に上申した。のち一〇月一日に、（平陽府が）拝受した（行臺尚書省の）上畔に「すでに錢帛都勾判官朱伸に命じて両県の

15 知県及び呼び集めた一一村の人戸にはかつて、適宜処置させたのであり、長年のきまりに準拠して、三七分を分ける分水口を定め、灌漑水利を分割利用させよ。なお両県にこれ以上訴訟の文書を上申させるな。」と。天眷二年二月一

16 七日に、（平陽府が）拝受した

17 行臺尚書省の上畔に『受理した新授中京留判官朱伸の報告に「水争裁定の任務を行う為に、更に官一員を派遣して、私と共に処置させて下さいますようお願い致します。」と。すでに絳陽軍節度副使の楊楨に命じて朱伸と共に処置させた。」と。当年

18 四月九日、洪洞県の人戸張方等の

19 元帥監軍行府を経由した訴えに「（平陽）府判官高金部の分水の措置は不公平であり、また朱勾判の分水措置も公平ではあり

ません。新たに着任した皇帝のおそば近くに仕える官員を派遣して楊楨奉直（大夫）と共に裁決させて下さいますようお願い致します。」と。今河東南路兵馬

20 都総管鎮国上將軍完顔謀离也に命じて、両県の官吏并びに関連の戸を引き連れて、自身で水争の原因となった分水地点に向いて、子細に取り調べ、さらに長年のきまりを参照して裁決させ、ぜひ双方ともに都合の良いようにせんことを願います。』と。拝受した

21 （行臺尚書省の）上畔に、「〔完顔謀离也を〕派遣して趙城・洪洞両県の戸が争う水利不均等の案件を裁決させよ。」と。まもなく完顔謀离也が自ら両県の争う分水地点に至って取り調べたところ、以前高府判は石堰と分水施設（木隔子）を創設したが、これはまことに

22 旧来より定められたあとに依るものではなく、不公平であるので、遂に撤去させ終えた。また両県が以前設置した分水の碑文を参照したところ、そこに記される趙城県の引水路口内の水は、南北の闊さ一丈六尺一寸、深さ

23 一尺七寸であり、洪洞県の引水路口内の水は、東西の闊さ六尺九寸、深さ一尺六寸である。遂に再度引水路口内の現在の流量を測って比較したところ、趙城県の引水路口内の現在の水深は一尺四寸、旧時の霍水と較べて三寸浅くなっており、

24 洪洞県の引水路口内の水深は五寸で、旧時の霍水と較べて一尺一寸浅くなっている。そのため洪洞県の現在の供給量は三分に及ばないのである。ついで両県の現在の流量を総計すれば、合計して水深は一尺九寸であり、むかしの碑文内に記される

25 分配割合をもとに較べ合わせれば、この内趙城県は一尺を得るべきであり、洪洞県は九寸を得るべきである。但しこの割合によつて分水したならば、現在洪洞県の引水路口の外は、地勢が低下しており、水流は急速であるため、一寸を減らして水深八寸を供給するべきである。

26 趙城県の水はほぼ深さ一尺ほどであるが、これも又た引水路口の外の地勢が高仰であつて、水流は緩慢であるため、深さ一寸を加えて、合計一尺一寸を供給するべきである。遂に南北両渠を流れる水を堰き止め、別の水路を利用し流れを分散させることとした。両引水路口内の

27 闊狭は、古旧の尺寸に依ることは当然として、その外兩渠の引水路口中の用水量を調整するため、洪洞県への分水口の西壁より、北に向かって垂直に、闊さ二尺の石柱を設置して、水を遮り南霍渠内に流入させ、これをもって裁定とした。趙城県は

28 水七分、洪洞県は水三分を得ることとなり、古碑と照合しても、その分配割合に相違は無い。それぞれ已に兩県の官吏並びに灌漑用水利用戸の承服の文書を受け取り、この他に偏向を訴える文書も無いので、その内容を保証する文書を添えて、事の仔細を記して再び上申した。

29 元帥府並びに

30 行臺尚書省は文書を照らし合わせ終え、（平陽府は）却ちに（行臺尚書省の）上畔を拝受した。ああ、智が仁と共通するのは性に根付くということである。物が惑うところを決断することを智と言うのであり、人の不足に恵むことを仁と言うのである。兩渠の訴訟の解決にあたり、しばしば官に命じて規画し処置させたが、その案件を

31 裁定することはできなかった。公（完顔謀離也）が自ら分水地点に到るや、黙って実情を計り、悉くもろもろの利害を見て、詞訟を解決に導いたことは、まさに智である。ただちに兩県の灌漑用水利用戸に公平さをもたらし、一挙に皆なが利を得ることとなったことは、まさに仁である。私めが思うに仁智の道は、ここに

32 盡きるのであろう。丘行は幕官の末席を汚しており、特に公文書を承けて、今その事績を採取し、かさねて記文をなして、石に刻み、趙城・洪洞兩県に帖文を送って碑二亭を置かせ、一亭は兩県の分水渠上に建立させ、一亭は

33 本府の公庁内に建立させ（碑刻を安置して）、今後再び諍いや争いが起こらぬようにさせるものである。

（以下省略）

① 石刻書、地方志等に移録される霍泉関連の水利碑は以下の九基。

- 「都總管鎮國定兩縣水碑」（金天眷二年・「神泉記」（元至元九年）・「重修明應王廟碑」（至元二〇年）・「重修明應王殿之碑」（延祐六年）・「察院定北霍渠水利碑」（明隆慶二年）・「水神廟祭典文碑」（萬曆四八年）・「建霍渠分水鐵欄碑」（清雍正四年）・「山西洪洞霍麓山泉碑」（雍

正四年）・「北霍渠督水告竣序碑」（乾隆二年）。本稿においては「都總管鎮國定兩縣水碑」の検討を中心課題とし、その他若干の碑刻を用いるに止まったが、今後これら一連の碑刻史料を徹底検証し、金・清代の霍泉利用に関する状況を総合的に考察していくこととする。なお、筆者が目撃した限りではこれら九基以外にも数多くの碑刻の現存が確

認できた。早期の調査・報告が望まれる。〔追記〕参照。

- ② 孫奭崙等纂修『洪洞縣水利志補』（中国方志叢書、華北地方、第八〇号、民国六年鉛印本影印、成文出版社、一九六八）八九～九三頁、左慈元編『黄河金石錄』（黄河水利出版社、一九九九）二二～二四頁。

- ③ 李光映撰『觀妙齋藏金石文考略』卷一五「定兩渠水碑、天眷二年、

楊丘行纂、喬木書并題額」、孫星衍・邢澍撰『寰宇訪碑錄』卷一〇「定兩渠水碑、楊邦行撰、喬木書、□□□□、天眷二年」、吳式芬撰『攷古錄』卷一六「定兩渠水碑、楊邦行撰、喬木書并題額、□□□□、天眷二年」とあるが、いずれも碑刻の所在地に関する記載は見えない。

二 「都總管鎮國定兩縣水碑」の検討

（一）金代以前の状況

霍泉を利用した水利灌漑は、南霍・北霍の二渠の開鑿に始まり、兩霍渠が経過する趙城・洪洞兩県において灌漑用水を供給した。『洪武平陽志』卷一・津梁・洪洞県霍泉条によれば、唐貞元年間に南霍・北霍の開鑿がなされ、趙城県・洪洞県の農耕地八九一頃に灌漑用水が供給されたとする。①また、『萬曆洪洞縣志』卷二・水利志・南霍渠条には、貞元年間に開鑿された南霍渠は洪洞県下の曹生・馬頭・堡裏・上庄・下庄・坊埵・石橋頭・南秦・南羊・周壁・封村・馮堡の一二村社、計一三九頃の地に灌漑用水を供給したとする。②

上記二史料中においては、南北兩渠の開鑿開始時期を貞元年間とするが、これに対して雍正四年（一七二六）平陽府知府劉登庸の撰になる「建霍渠分水鐵柵碑」においては、唐貞觀年間より霍渠の利用が始り、泉源の下流百歩の地点において南北兩渠に分かたれたとする。さらに泉源より真つ直ぐに西流する北霍渠渠口の幅は一丈六尺一寸、灌漑用水の七分を二四の村莊に供給し、また湾曲して南流する南霍渠は渠口の幅六尺九寸、灌漑用水の三分を二三の村莊に供給したとする。③史料間の異同は有るものの趙城県に七分、洪洞県に三分という割合での灌漑用水の割当が唐代より始まるものであると認識されていたことが確認できる。

「都總管鎮國定兩縣水碑」には、続いて北宋慶曆五年（一〇四五）に起こった灌漑用水の分配を巡る趙城・洪洞兩県の水争の経緯が記される。兩県による現地調査の結果、霍渠を利用する地域として一三〇の村莊、計一七四七戸、及びその土地九六四頃一七畝八分の数値が挙げられ、流域中において四五基の水車が稼働すると報告される。この調査報告に基づき旧来の基準に則って趙城県に七分、洪洞県に三分の灌漑用水を供給するとの分配割合が再確認され、その数値は石碑に刻されて以降の水争の際における根拠とされた。

慶曆五年の水争に関しては、『順治趙城縣志』卷二・水利志・霍泉条に水争の当事者として趙城県の郭達古と洪洞県の燕三の名が挙げられ、裁定を受けて水例と呼ばれる灌漑用水利用規程が定められ碑銘一座中に刻されたとされる。^④「兩縣元置定分水碑文」（二行目）と記載される慶曆五年時の数値は、後に最終的な裁定が下される際にも依拠すべきデータとして参照される。但し、慶曆碑に関しては各種石刻書・地方志においても内容には言及されず、^⑤また後述する明代隆慶二年時の水争の際には既に存在していないことも明らかであることから、天眷二年以降早い段階で喪失した可能性が高い。

（二） 文書の移動より見た水争調停の経緯

天會末年に起こった今回の水争は五年の月日を費やして調停の日を迎えることとなる。その間には当事者たる使水戸及び現地の平陽府・趙城県・洪洞県に加えて、元帥府・樞密院（後に行臺尚書省に改称）・元帥行府の間で頻繁に文書のやり取りがなされる。以下、碑刻内容に沿ってその経緯を追い、今回の水争がどのように解決されたかを見ていくこととする。さらにその過程において碑刻中に見られる各官司間の文書移動を詳細に跡づけ分析を行うことは、史料の欠如に起因する金代文書行政システムの未解明という状況を脱却するための一つの試みとしての意義を有し、ひいては水争裁定の背景とも言える金初の華北統治の一面を浮かび上がらせることとなろう。

天會一三年（一一三五）、趙城県の使水戸虞潮らによつて洪洞県の使水戸による盗水が趙城県に訴えられ、趙城県より被

管の平陽府に申文が送られる。^⑥趙城県の上申を受けて平陽府は官を派遣して調査・処理に当たらせるが決着をみることはなかった。そのため、二年後の天會一五年（一一三七）に至って再び平陽府より府判官高金部に牒文^⑦が送られ再度裁定が図られる。

牒文を受けた高金部によって木隔子^⑧が設置され改めて分水の措置がとられたことにより、趙城県と洪洞県の水争は一端決着を見たかに見えた。しかしながら、再び趙城県の使水戸張山らにより高金部の灌溉用水分配措置に対して反論がなされる。張山らの反論内容は所轄の趙城県より平陽府に上申がなされ、これを受けて平陽府から樞密院に上申が行われたと考えられる。

平陽府からの上申の回答として天眷元年（一一三八）四月八日に樞密院の上畔（後段にて検討）が下る。この樞密院の回答は元帥府の箚子を受けてなされたものであり、平陽府に再び実情を調査させ張山らの訴えが正當なものであるかを再調査させるものであったが、ここで注意すべきは樞密院の上畔に元帥府の箚子が引用される点である。

下行文書としての箚子は北宋期において宣勅が下される以外の際に、中書門下（元豐改制以降は三省）、樞密院より発せられた文書形式である。^⑩これに対して、「都總管鎮國定兩縣水碑」及び『三朝北盟會編』、『大金弔伐錄』等に見える金初の用例においては、いずれも発給先は元帥府に限定される。^⑪この発給先の違いはいかなる状況の変化を意味するものだろうか。当該箇所における文書の移動を理解するためには、当時の元帥府と樞密院の両者の関係を考慮する必要がある。

金初における元帥府と樞密院の変遷に関しては、既に三上次男、外山軍治、王曾瑜らの諸氏により詳細な検討がなされる。^⑫そこで、三氏の研究を参照して太祖朝より熙宗朝に至る間の樞密院と元帥府をめぐる状況を概述し、両者の関係を再検討してみよう。

天輔六年（一一二二）、完顔杲が樞密副都承旨に任じられ、翌七年（一一二三）に中書省とともに廣寧府に設置された樞密院は天會四年（一一二六）に至って西京及び燕京の二箇所に分置された。これら西京・燕京両所の樞密院はそれぞれ北

宋攻撃に際して右翼軍として山西攻略の任を負った左副元帥粘没喝（宗翰）、左翼軍として河北攻略を行った右副元帥幹魯補（宗望）を首班とする元帥府に属する行政機関としての役割を担い、新たに版図に加わった山西・河北の地における各種案件の処理に当たった。

元帥府官の勢力の消長に起因する統廃を経て両樞密院は燕京樞密院に一本化される。『金史』熙宗本紀の記載に依れば、その後天眷元年九月に至って燕京樞密院は行臺尚書省に改組されるが、これは「都總管鎮國定兩縣水碑」中においても樞密院の語が確認できる下限が天眷元年八月二十六日であり、続く同年一〇月一日の上畔には発給先が明記されないものの、天眷二年二月二七日の時点では行臺尚書省より上畔が下され、天眷元年九月時点での行臺尚書省への改組と一致する。燕京樞密院が改組された行臺尚書省は引き続き河北・山西を管轄範囲としてその行政管理にあたったのである。

旧北宋領たる華北地域に旧遼朝領たる燕雲十六州及び西北路を加えた広大な地域を管轄区域とし、行政機関たる行臺尚書省（樞密院）を属下に配するという元帥府のあり方からは、王朝根本の地たる上京會寧府にあって中書・門下・尚書の三省を通して東北地域の統治にあたる金朝皇帝との明確な政治圏域の区分けを想定し得る。^⑭すなわち国家根本の地たる東北地域には皇帝を頂点とし三省によって行政管理が実施される直接統治体制、新領土たる華北・西北地域に関しては、元帥府の属下に行政機関たる樞密院を配する間接統治体制が設定されたのである。こうした状況のもと新領土の行政管理が元帥府に一任されたことにより、元帥府の発する劄子が管理区域内の案件において最終判断として意味を有することとなったと言えよう。

さらに天徳二年（一一五〇）一二月に至って元帥府は樞密院に改組され、行臺尚書省は廃止される。一連の改廃は三ヶ月後の天徳三年（一一五二）三月に燕京遷都の詔が発せられていることから、明らかに海陵王が意図した遷都政策の一貫と考えられ、これにより上述した政治圏域は解消され、皇帝のもと尚書省による行政管理の方式に一元化されることとなる。^⑮『都總管鎮國定兩縣水碑』中の記載は、まさにその過渡期的状況にあった元帥府・行臺尚書省（樞密院）による華北統

治の具体的事例と言える。

平陽府からの報告を受けて天眷元年八月二六日に樞密院の上畔が平陽府に再び下され、府官を派遣して趙城・洪洞二県の知県と水争に関わる一一村の使水戸とが共同で従来の規定に則って灌漑用水の分配を行うようにとの指示が下される。これを受けて平陽府側からは担当すべき府官の欠員を理由として再度樞密院に上申がなされる。樞密院は錢帛都勾判官朱伸を当地に派遣して案件の解決を図るが、翌天眷二年二月二七日には行臺尚書省に朱伸からの報告が届き新たな担当官の派遣が求められる。行臺尚書省は絳陽軍（絳州）節度副使楊楨を派遣して朱伸と共同で対応に当たらせる。

しかしながら、これまでの度重なる官吏の派遣によっても当該案件は解決されることなく、遂に洪洞県側からの訴えがなされるに至る。今回の水争の発端は趙城県側からの洪洞県に対する訴えであったが、高金部・朱伸らによる調停を不服とした洪洞県側はこれまでの趙城県―平陽府―樞密院（行臺尚書省）―元帥府という上申方法に対抗して、元帥監軍行府への訴えという方法を採用した。

元帥監軍行府とは河中府にあった元帥右監軍撤離喝を指す。本来的に合議制に基づく元帥府のあり方から判断すれば、行府より文書は行臺尚書省を経ることなく直接元帥府へもたらされたと考え得る。しかしながら、当該箇所においては洪洞県の張方からの状告が元帥監軍行府を経由したと記されるのみであり、その後の完顔謀离也の派遣を決定する上畔がいずれより発給されたものであるかは示されない。この問題を明らかにするため、「上畔」の発給先がいかなる機関であったかを検討してみたい。

他史料中に見える上畔の用例は管見の限り金代太宗朝に集中し、その他世宗朝の一例が見えるのみである。また、そのいずれもが金朝側の使用例とされることから、金代初期にのみ限って用いられた文書の形式を指すと考えられる。その使用例として、『三朝北盟會編』卷八九所引の曹勛『北狩聞見錄』に、

（靖康二年、天會五年、一二二七、四月初一日）……時に上皇謝を致して曰く「當日兄弟と爲り、今日俘囚と爲るは、豈に運數に

非ざるや。尚お太子の保祐千口を全活するに頼り、近ごろ嘗て嗣子を還されんことを求め、闕庭に遠來す。望むらくは主張を爲されんことを。」と。太子曰く「上畔來旨を俟たれよ。」と。^{②③}

とあり、さらに世宗朝の事例ではあるが、『攻媿集』卷一一一「北行日録」上に「上畔指揮」の語が見えることから、皇帝をも含む上位機関の命令指示を伝達する下行文書の総称であると言えよう。^{②④}

なお、「都總管鎮國定兩縣水碑」中において上畔の語が確認できる六ヶ所の用例は、いずれも「准奉○○○上畔」、或いは「奉上畔」と表記する。また、樞密院（行臺尚書省）を冠する場合には樞密院（行臺尚書省）にて改行、単独で用いられる場合には一字空格という形式が一貫して遵守される。この明らかに定型化された記載方法は、天眷二年の段階において既に明確な文書規定が存在したことを物語るものと言えよう。

この上畔という文書形式は金代以前には見られないものであり、金初における元帥府に從属する行政機関としての行臺尚書省（樞密院）のあり方に由来するものと言えよう。華北新領域に置かれた行臺尚書省は宰相府としての役割を有さず、管轄下の行政事務担当機関に過ぎなかった。その結果、北宋期において宰相府より発せられた簡子は上位の元帥府より発せられる文書として形を変え、その下位にあつた行臺尚書省より発せられる行政指示文書として新たに上畔という様式の文書が創出されたと考えられる。

なお、元帥行府を経由しての元帥府に上申がなされた背景には、当時の元帥府内の複雑な政治的状況が關係する。都元帥不在の元帥府における実質的トップたる左副元帥撻懶は山西を掌握した粘没喝の没後、その軍事力を背景に燕京にあつた太宗の長子宗磐との連携のもと強力な政治力を發揮する。一方、送り手たる元帥右監軍撒离喝は天會三年（一一二五）に始まる華北攻撃に際して河北・陝西の攻略に従事し、以降河中府に駐屯して山西・陝西方面における勢力を拡大させた。左副元帥撻懶及び宗磐らの専権に対しては、早くから反対の声は強く、最終的に天眷二年七月における宗磐誅殺、さらに翌八月の撻懶誅殺という結末を迎える。こうした反宗磐・撻懶勢力の中心となったのは太祖の庶長子幹本（宗幹）及び

完顔希尹であり、元帥府官としては軍事面において撻懶に匹敵する実力を有した右副元帥兀朮の働きが大きい。さらに張楚廢止後の傀儡政権担当者を巡り、撻懶との確執が見られた撒离喝も撻懶誅殺の後、右副元帥に昇任していることから、反宗磐・撻懶勢力の一翼を担ったと考え得る。

当該碑刻中において近上の官員の派遣を求める張方の状告を受けて、元帥監軍行府撒离喝は河東南路兵馬都総管完顔謀离也の派遣を求める。ここで撒离喝の推薦を受けた完顔謀离也とは後に海陵の天徳二年一〇月辛未、謀反の誣告を受けて撒离喝とともに一族二十余人もろとも誅殺される人物であり、両者が密接な関係を有していたことは確実である。^②

当該案件の最終的な裁決はまさに宗磐・撻懶派誅殺の直前（約一ヶ月前）になされたものであり、元帥監軍行府撒离喝を経由する洪洞県の状告が充分に効力を持ち得たことは、撒离喝との密接な関係の伺える完顔謀离也の派遣によって解決が図られることから明らかである。こうした状況は、撒离喝ら地方駐屯軍団の動向が元帥府の施策に影響力を及ぼし得たことを示すとともに、当時既に撻懶・宗磐らの専権傾向に幾分かのかげりが指しつあつたことを意味するとも考えられるが、未だ推測の域を出ない。

（三） 案件の解決と碑刻の立石

行臺尚書省よりの上畔を受けて、完顔謀离也は霍渠水争の裁定のため趙城・洪洞両県の知県及び関係の灌漑用水利用戸とともに実際に現地に赴き、陡門と呼ばれる引水路口を測量する。さらにその具体的データに基づいて北宋慶暦年間の碑刻に記された数値との比較対照を行い、現実在即した形で用水の割当量を決定する。

ここで問題となったのは用水量の減少という事態であつた。当時、趙城県側への供給量は北宋慶暦五年時と比較して一八％の減少、洪洞県側への供給量に至っては八一％が減少するという事態に陥っていた。これは灌漑用水路の淤塞、或いは用水量そのものの減少に起因するものであろうが、こうした事態によって特に減少度の大きい洪洞県側への供給量は総

量の三分の一という基準を遙かに下回ることとなったのである。

こうした事態に対処するため、霍渠用水の総量が測定され、その数値をもとに三七分の割合で趙城・洪洞両県への供給量が改めて確認された。但し、洪洞県側においては引水路口周囲の土地が低下し、趙城県側においては逆に土地が隆起するという自然地理的変動が加味され、さらに洪洞県側への供給量の極端な減少という事態を重くみて、攔水石と呼ばれる堰堤を増設して南霍渠に不足分を流入させることとする。攔水石に関しては、先に見た「建霍渠分水鐵柵碑」に詳細な記載が見える。

宋の開寶年間、南渠の地勢窪下し、水流湍急なるも、北渠の地勢平らかにして、水流紆徐なるに因り、分水の数確かならず。兩邑困りて争端を起こし、閘門已まず。是に於いて、當事者 限水の石塊を立つ。即ち今俗に限石と稱するは是れなり。長さ六尺九寸、寛さ三尺、厚さ三寸にして、南霍の渠口に安んずれば、水流程有りて、急瀉を致さず。又た北渠は直注し、水性順流なるも、南渠は抵注せば、水激流緩たるを慮り、北渠内の南岸・南渠口の西に於いて、攔水柱一根を立て、亦た逼水石と曰う。高さ二尺、寛さ一尺にして、水の西注するを障りて、南渠に入らしめ、緩急不均の弊無からしむ。此れ古の二石を設くるの意なり。²³

ここでは北宋開寶年間の設置とされる攔水石（逼水石）に関して、高さ二尺、幅一尺の石柱を北霍渠内の南岸、南霍渠の西に設置し、霍泉より西に向かい直流して北霍渠に流入する灌漑用水を遮ることで南霍渠への流入量を増加させるとする。また、長さ六尺、幅三尺、厚さ三寸の限石と呼ばれる石塊を南霍渠の渠口に設置し水勢を緩和することとする。

攔水石の設置時期に関しては、当該碑刻と「都總管鎮國定兩縣水碑」の記述の間には異同が見られるものの、或いはこの時完顔謀離也によって修復がなされたとも考えられる。攔水石の設置を通して三七分という古来の分水割当を遵守することで、洪洞県側への灌漑用水供給量を増加させることから、洪洞県側の訴えを充分に配慮した形での決着がはかれたことが分かる。なお、南北両渠の水を塞ぎ別の水路を利用したとされるが、当該時期における灌漑用水路開鑿の記事は確認できない。一時的に両渠に流れ込む水を塞いで、別の用水路を用いて灌漑用水の供給を行い、その間に浚渫等の作業

を行つたとも考えられるが詳細は不明である。

これまで見た様に、洪洞・趙城両県の水争は灌漑用水の減少という状況に起因するものであった。しかしながらその反面、霍水は夏秋の間において流域中に氾濫を引き起こすほどの増水を見せたことが史料中に確認できる。『萬曆洪洞縣志』卷一・輿地志附橋梁に収録される洪洞県丞喬逢辰撰「惠遠橋記」^②には、天徳辛未（三年）に橋屋を備えた惠遠橋を架設するに至った状況を以下のように記す。

洪洞は平陽に隸し、壯なる縣なり。其の始めて城を爲るに、適たま大路・津要に當り、驛驂の奔馳する所、商旅の往來する所にし
て、輪蹄の聲、晝夜息まず。而して城の北三里に霍水有り。夏秋の霖潦に當りて、漲水瀑至し、期會の急なること星火の如しと雖
も、然れども且に渡るを得ざるべし。孟冬に迫ばば、則ち又た民を勞し材を費し、以て興梁を「構」う。世よ以て病と爲すも、而
ども改作を知る莫し。^③

洪洞県は山西地域における交通・流通の大道たる汾河流域の中間に位置し、呂梁山と太行山系の山々に挟まれた南北交通の要衝に当たった。県城の北を流れる霍水は夏秋の間の増水により渡河を困難とし、附近の人々は毎冬の橋梁修復に悩まされ続けたのである。

完顏謀離也による水争裁定の報告を受けて、元帥府・行臺尚書省はその結果を承認し、行臺尚書省よりこれを認可する上畔が下される。さらにこれまでの経緯を記録するため権平陽府判官楊丘行に碑刻の撰文が命じられ、その記文は二碑に刻されて分水地点付近と平陽府官衙前に碑亭を設置し立石されることとなった。この二碑はそれぞれの別個の役割を担うものであり、分水所における碑刻は趙城・洪洞両県の使水戸が灌漑用水の利用に際して準拠すべき規定としての役割を担い、平陽府官衙に置かれた碑刻は後世の水争勃発時における裁定の根拠としての法的基準を示すものであったと考え得る。碑文再末尾に記される「更に交争する者有るを免れしむ」の語は、当該碑刻の役割を明確に表現したものと見えよう。

- ① 源詳図考、唐貞元間、居民導分兩渠、一北霍、一南霍、溉趙城・洪洞兩縣地八百九十一頃。
- ② 南霍渠即霍水支派、禁口往南流者、是也。唐貞元間、導水開渠、溉洪洞曹生・馬頭・堡裏・上庄・下庄・坊埵・石橋頭・南秦・南羊・周壁・封村・馮堡十二村地一百三十九頃奇。社人春秋報賽如霍水例。
- ③ 自唐貞觀以來、分溉洪・趙兩邑。於泉源下流百步許、創立南北兩渠。從泉直注而西者名北霍渠、渠口寬一丈六尺一寸、得水七分、溉趙城縣永樂等二十四村莊、共田三百八十五頃有奇、西北入汾。從泉折注而南者名南霍渠、渠口寬六尺九寸、得水三分、溉趙〔城〕（成）縣道覺等四村、南溉洪洞縣曹生等九村、共田六十九頃有奇。三七分水由來久矣。〔乾隆平陽府志〕卷三六・藝文志及び〔黃河金石錄〕二二〇―二二頁。當該碑刻は現在、分水口上に架かる平水橋の北に立石される。その碑陰には「建霍渠分水鐵欄圖」が刻され、霍泉より分水口に至る渠道が图示される。
- ④ 宋慶曆五年、因本縣郭達古與洪洞燕三競使水、遂定水例。碑銘一座。
- ⑤ 吳式芬撰『金石渠目分編』卷一一・平陽府洪洞縣待訪条には、『山西通志』を引用する以下の記述が見られるものの、編纂時において現存が確認されていない。「宋分水碑。山西通志、霍泉在洪洞東北三十里。唐貞元間、導兩渠。宋慶曆時、立分水碑。〔雍正山西通志〕卷一八・山川志・平陽府洪洞縣霍泉条参照。
- ⑥ 當該碑刻中には幾多の文書のやりとりが記されるが、これらの文書の受給者は記されない。但し、撰文、書並びに題額、立石など碑刻に関わるすべての行為が平陽府官の手になるものであり、さらに碑文中において平陽府を指して本府と称することから、碑文中に示される文書の最終的な受給者は平陽府であると考えられる。なお、天會一三年における粘沒喝の中央への召還の後、十一月に至ってその腹心であった平陽府尹蕭慶も任地を離れることとなり、山西における粘沒喝の權

- 益は完全に失われた。蕭慶の後任に關しては不明であるが、當該時期の洪洞県令として天眷年間における劉徽柔の就任が確認できる。（『萬曆洪洞縣志』卷三・歷官表）。外山軍治「山西を中心とした金將宗翰の活躍」（初出は『東洋史研究』第一卷第六号、一九三六、後に『金朝史研究』東洋史研究叢刊一三、同朋舍、一九六四に再録）参照。
- ⑦ 高金部に關しては詳細は不明であるが、金部とは北宋の戸部に属する金部司を指すと考えられることから、高金部は北宋において金部司官を歴した投降者であろう。管見の限り金代における金部司の存在は確認できない。
 - ⑧ 金代における牒文の用例としては、北宋攻撃時における元帥府より北宋の三省・樞密院に宛てて発せられた事例（金少英校補、李慶善整理『大金弔伐錄校補』中華書局、二〇〇一、二一八―二一九及び二三一―二三五頁）、及び主に世宗の大定初年に尚書禮部より各地の寺觀に宛てて発せられた出給文の事例が確認できるが、ここでは平陽府より府官の高金部に宛てて発せられた下行文書を指す。
 - ⑨ 木隔子に關しては、二行目に高金部の創設したものとして「水櫃（石堰）」とともに「分水去處」が挙げられることから、木造の分水施設であると考えられる。
 - ⑩ 北宋期における劄子とは、本文中に述べた下行文書としての用法以外に、兩制以上の官が臨時に上殿奏上を行う際に用いられた上行文書としての用法を持つ。『歸田錄』卷二參照。なお、下行文書としての劄子の用例として、『金石萃編』卷一三二に収録される「永興軍中書劄子」が挙げられる。
 - ⑪ 金代における劄子の用例としては、元帥府より北宋の文武百官軍民耆老僧道に宛てて発せられた事例が確認できる。『三朝北盟會編』卷七九・靖康二年二月九日乙巳条、同十日庚午条參照。
 - ⑫ 三上次男「金初の行臺尚書省とこれをめぐる政治上の諸問題」（初

出は東大教養学部歴史学研究报告集『歴史と文化』四、一九五九、後に『金史研究』二、金代政治制度の研究、中央公論美術出版社、一九七〇に再録、前掲本章註⑥外山一九三六、王曾瑜『金朝軍制』（河北大学出版社、一九九六）第一章。

⑬ 『金史』卷四・熙宗本紀天眷元年九月丁酉条。

⑭ 北宋滅亡後の新領土を元帥府の特別行政区とする見解は、既に三上次男氏によって提唱されたものである。（前掲本章註⑫、三上一九五九）但し、氏のこうした卓越した見解も史料的裏付けを欠くものであり、確固たる根拠が示されていない。「都總管鎮國定兩縣水碑」中に見える元帥府節子の事例は、氏の見解を裏付ける重要な史料となりえよう。

⑮ 正隆元年（一一五六）正月に中書・門下の両省は廃止され、唐代以来の三省制度はここに消滅し、尚書省及び属下の六部に行政管理権は一元化されることとなる。『金史』卷五・海陵本紀正隆元年正月条参照。

⑯ 錢帛都勾判官に関連して、『金史』卷三・太宗本紀天會八年八月甲申条に「黃龍府置錢帛司」の記載が見え、さらに『金史』卷八四・白彥敬伝には錢帛司都管勾就任の事例が見える。なお、『遼史』卷四八・百官志・南面財賦官条にも長春路、遼西路、平州路の三路に置かれた錢帛司の名が見えることから、遼制に由来する官職とも考え得る。⑰ 「告」に関してはここでは朱伸よりの報告と解釈したが、官吏を発給文とする「告」という形式の上申文書が存在したと解せるかどうかはさらなる検討を要する。

⑱ 元帥左監軍撤离喝の駐屯地に関しては、『三朝北盟會編』卷一八二所引『金虜節要』によれば、右監軍就任時（天會四年、一一三六）に雲中（西京）に駐屯したとされる。しかし、王曾瑜氏が指摘するよう、に、『金史』卷七七・宗弼伝、『金史』卷八四・果伝の記載に依れば、

撤离喝が天眷二年前後に河中府に駐屯したことも明らかであり、洪洞県との位置関係から見ても天眷二年四月当時、河中府に駐屯したとする王氏の指摘が妥当であろう。劉齊廃止に伴う陝西への出兵より帰還した撤离喝は河中府に止まり、陝西方面への押さえとなったと考えられる。前掲本章註⑫王曾瑜著九頁。

⑲ 繆荃孫撰『藕香零拾』所収『偽齊錄』卷下には、劉齊廃止に伴う事後処理を目的として元帥府から発せられた指揮が収録される。その末尾には元帥府官の署名が附されるが、当時空位の明らかな都元帥及び陝西攻撃に従事していた拔离速、撤离喝をも含めた元帥府官全ての署名がなされることは、本来的に元帥府の決定が府官の合議を経てなされるものであることを示すものと言えよう。

⑳ 時上皇致謝曰「當日爲兄弟、今日爲俘囚、豈非運數。尚頼太子保祐全活千口、近嘗求還嗣子、遠來闕庭。望爲主張。」太子曰「候上畔來旨。」本稿においては光緒三十四年許涵度校訂本を用いたが、光緒四年本の相当部分には「上畔未肯」と表記される。

㉑ 一つの解釈として「畔」を「判」の音通として、上位の判語を示すとも考えられる。また、上畔を文書以外に用いる用例として、『三朝北盟會編』卷一一〇所引傳旁「建炎通問錄」に金朝よりの正使王秉彝が自らを指して「上畔人」と称する事例が確認できる。

㉒ 完顔謀离也とは『金史』中においては、「謀里也」・「謀里野」と記され、景祖の第九子諱都訶の子とされる。また、『三朝北盟會編』及び「建炎以來繫年要錄」など南宋側の史料中には、「没立」・「没立郎君」という人物の名が見えるが、「建炎以來繫年要錄」卷一九三所引の熊克「小歷」中において、世宗即位に関連して海陵時代の悪政が列挙され、その中で兵部尚書没立の誅殺を伝える記事が見えることから、没立は謀离也と同一人物であると解する。謀离也誅殺に関しては、『金史』卷七六・宗義伝、及び同卷八四・果伝参照。

②③ 宋開寶年間、因南渠地勢窪下、水流湍急、北渠地勢平、水流紆徐、

分水之數不確。兩邑因起爭端、閘門不已。於是、當事者立限水石塊。即今俗稱限石是也。長六尺九寸、寬三尺、厚三寸、安南霍渠口、水流

有程、不致急瀉。又慮北渠直注、水性順流、南渠抵注、水激流緩、於北渠內南岸、南渠口之西、立攔水柱一根、亦曰逼水石。高二尺、寬一尺、障水西注、令入南渠、使無緩急不均之弊。此古設二石之意也。

②④ 『萬曆洪洞縣志』には「喬逢辰記」と記されるのみであり、官職名およびタイトルは『校補洪洞縣志』（雍正刻同治修補）卷九・芸文の記載に拠る。

②⑤ 洪洞隸平陽、壯哉縣也。其始爲城者、適當大路・津要、驛驂之所奔馳、商旅之所往來、輪蹄之聲、晝夜不息。而城之北三里有霍水焉。當夏秋霖潦、漲水瀑至、雖期會之急若星火、然且不得渡。迨乎孟冬、則

又勞民費材、以「搆」與梁、世以爲病、而莫知改作。なお、『萬曆洪洞縣志』においては「搆」を欠字とするが、『校補洪洞縣志』により補う。

②⑥ 楊丘行に関しては、『金史』卷一〇五に立伝される楊伯雄、及び卷一二五に立伝される楊伯仁の父としてその名が見え、天德三年には太子左衛率府率の任にあったことが分かるものの、『都總管鎮國定兩縣水碑』に記載される平陽府判官としての事跡は確認できない。また、ここで楊丘行に記文の撰述を命じる「公旨」が下るが、これがいかなる種類の文書を指すものであるかは不明である。但し、碑刻中において行臺尚書省よりの「上畔」と同じく一字空格の処理がなされることから、これと同等のレベルの文書とも考えられる。

三 霍渠灌溉用水利用における「都總管鎮國定兩縣水碑」の役割

王培昌等撰『山西各縣名勝古蹟古物調査表』所収「趙城縣名勝古蹟古物調査表」には備考として、

碑は洪・趙兩縣爭水の事を解決するを記す。朝散大夫少府少監權平陽府判官楊丘行の撰、平陽府押司官喬木の書并びに題額。題は都總管鎮國定兩縣水碑の十字。査するに洪・趙兩縣水を争うに、常に此の碑に依據し辯駁を爲す。①

霍泉を利用した灌溉用水を利用する洪洞県・趙城県の間に、その用水の分配をめぐって対立が生じた際、「都總管鎮國定兩縣水碑」に依拠して自らの正当性を主張したと記される。

『山西各縣名勝古蹟古物調査表』は民国二〇年（一九三一）の序文を有するが、この記載をもつて直ちに当時の状況を反映したと考えることはいささか早計にすぎよう。では、この記載はいかなる状況を反映したものであろうか。本章においてはやはり広勝寺に現存する明代隆慶年間的水利碑及び清代雍正年間に編纂された水利規定集たる渠冊中に現れる「都

總管鎮國定兩縣水碑」の役割を考察してみたい。

(二) 明代隆慶二年の水争

明代隆慶二年（一五六八）の立石にかかる「察院定北霍渠水利碑」には、趙城県の王廷琅による劈水石の除去に端を発した水争の経緯が記される。王廷琅は劈水石と呼ばれる分水の爲の石柱を撤去し、さらに水路内の浚渫を行うことで北霍渠への流入量を増大させた。この王の行為に対して洪洞県の灌漑用水路管理者たる渠長董景暉は平陽府に訴状を提出しその裁定を求めた。趙城県知県徐某の調査報告に基づき、平陽府は巡撫山西監察御史宋纁に以下の呈文を送る。

本府呈すらく「趙同知・胡通判に委ねて會勘し得たるに、董景暉等の告する所の山泉の渠口、考驗したる金天眷二年復立せる碑文内に載せる兩縣の原とより定めたる分水の古碑に、趙城縣陡門内の水南北の闊さ一丈六尺一寸、深さ一尺七寸たり。洪洞縣陡門内の水東西の闊さ六尺九寸、深さ一尺六寸たり。後年遠に因りて、灰石朽壞し、歷年空洶移損せば、北霍渠北岸の砌石は水の衝刷を被りて踪無きを將て、西壁に原と立つる攔水石二尺は其の大半を去り、以て南霍渠分數に及ばざるを致す。兩縣の渠長人等を拘集し丈量せしむるに、北霍渠南北の闊さ一丈六尺八分、碑文内に載するに比して多きこと闊さ「二」(五)寸八分なれば、石を用いて補砌改正し、止だ碑文の原と定めたるに照らし闊さ一丈六尺一寸とす。洪洞縣は前より少きこと闊さ一尺五寸なれば、砌を増し補足するも、亦た碑文の原と定めたるに照らし闊さ六尺九寸とす。並びに攔水石を立つるに、舊に照らさば闊さ二尺なれども、仍お洪洞縣多きこと深さ三寸なるを將つて、砌を墊めて止だ深さ一尺七寸とする等の因、具呈照詳す。」

平陽府が現状の調査にあたり第一に参照したものこそ、金代天眷二年の「都總管鎮國定兩縣水碑」中に記される北宋慶曆五年の数値であつた。実際の測量データを碑刻の記載内容と照らし合わせ、その数値を基に平陽府は引水路口の幅の復元および南霍渠への流入量を増大させる攔水石の再設置による問題の解決を目指すのである。その方法としては、石材を用いて北霍渠を補強することで引水路口の幅を減少させ、南霍渠への流入量を増加させて慶曆年間の数値に近づけることと

する。さらに攔水石の再設置にあたっては調査時における南霍渠の水深が「都總管鎮國定兩縣水碑」中のデータと比較して三寸増していたため、その分を差し引いて一尺七寸の石柱を用いるとする。

当時、引水路口の幅は北霍渠では灌漑用水の浸食によってその側面が削られ、慶暦年間の数値と比較して一尺八分の広がりを見せていた。引水路口幅の拡大による北霍渠流入量の増加という事態とは逆に南霍渠流入量は減少し、水流の弱まった南霍渠の幅は旧時に比して一尺五寸もの縮小が見られた。さらに南霍渠への流入量を増加させる為に設置された攔水石が同じく水流の浸食によってその機能を低下させていたことも、南霍渠流入量の減少の原因となったと考え得る。

平陽府の上呈を受けた監察御史宋纁は批文を下し「都總管鎮國定兩縣水碑」の記載に準拠して、引水路口の深さ・闊さを補正し、攔水石を修復せんことを命じる。さらにその費用は察院の贖銀罪米より支給され、工事終了の後の報告が求められた。^⑦

しかしながら董景暉はこの裁定に対して不服の意を表し、一月初三日に至り再び察院に再調査を求める。これを受けて平陽府は再度実際の状況を調査するとともに、南北両渠の渠長に水争の原因を問いただす。

兩渠渠長に近來屢屢相い争うの謂いや何かんを審ぬるに及び、各おの稱すらく「原より闊狭・浅深を争う無く、止だ禁令に遵わずして、毎に私かに開洩を行うに因りて、故に紛紛と告擾するのみ。看來するに若し私かに開洩を行うの事無かれば、則ち舊規一定にして、決して相い争う無し。今二石を撤去し、依然として舊の如からしめば、此れ正に無事息争する所の良法を行うなり。但だ門限石は碑文載せざれば、今之れを去るも洪洞の人已に詞無し。而れども攔水石は則ち碑文の原より有する所の者なれば、恐らくは後日仍お復た争立し、趙城の人決して従うに肯んぜずして、適に多事の端を滋んにす。合に詳允の日を候ちて兩縣に於いて各おの石碑一通を立て、以て後詞を杜ぐべきやなきや。兩河相い安んじ、官兵も亦た俱に便なるに庶し。」董景暉を將つて取問し、罪犯具招す。呈詳するに、蒙けたる批に「董景暉は擬に依りて發落せよ。二石俱に去らば、誠に兩便の道なり。」と。^⑧

南北両渠長の言によれば、今回の水争の原因は引水路口の幅、水深の問題ではなく、水利規定を遵守せず、勝手に引水路

の開導・浚渫を行うなどの違反行為を行うことにあり、よって禁例に違反する勝手な用水路の開導、浚渫という行為を防止すれば、従来の規定は遵守され、水争の勃発を防ぐことができるとする。

これにより、平陽府は門限石・攔水石の二石とともに撤去することで両県に公平な処理を期するが、ここでさらに別の問題が浮上する。門限石に関しては「都總管鎮國定兩縣水碑」中に記載されなかったため、撤去を行ったとしても洪洞県側からの異議申し立てが起こる可能性はない。これに対して、攔水石は当該碑文中にその詳細が記されており、もし今撤去したとしても後日再び洪洞県側が碑刻の記載に依拠して攔水石を再設置しようとすれば、趙城県側はこれを了承せず必ずや水争の原因となる。そこで今二石を撤去するに際して、両県に石碑一基づつを立石し、今回の裁定結果を承諾した旨を示すべきであると提言するのである。

今回の裁定結果により、門限石・攔水石の二石が共に撤去されることとなり、被告たる趙城県の王廷琅が行った劈水石の撤去に対しては何ら罪を問われることなく、逆に告発人たる洪洞県の董景暉は罪に問われることとなった。この裁定結果は、門限石の撤去の例と同様に、劈水石に関する規定が存在しない、或いは存在したとしても明文化されていなかったという理由に依るものであろう。

水争の調停にあたり平陽府が第一に行った行為は「都總管鎮國定兩縣水碑」中に記されるデータと現状との比較であり、そこで得られた数値を基に修復措置を実施せんとする姿勢からは、調停の基準を「都總管鎮國定兩縣水碑」に置く認識が読みとれる。また、今回の裁定結果は最終的に二石の撤去という措置に落ち着くこととなったが、以後の洪洞県側による「都總管鎮國定兩縣水碑」に依拠した攔水石の再設置が危惧されたことは、当該碑刻の記載内容こそが灌漑用水利用戸の用水利用に関する最も重要かつ根本的な基準であり続けたことを意味しよう。

(二) 「南霍渠冊」の修冊

「都總管鎮國定兩縣水碑」の録文を収録する『洪洞縣水利志補』は、洪洞県における各渠道別の渠冊を集成したものである。森田明氏によれば渠冊とは灌漑用水の利用に關わる各種規定、所謂渠規を取りまとめたものであり、各渠道（用水路）ごとに個別の渠冊が存在した。但し、現存する渠冊は極めて限られたものであり、地方志等に断片的に記載されるに過ぎないとされる。^⑩これに対して洪洞県における各渠冊は『洪洞縣水利志補』中に一括してまとめられ、四〇にも上る各渠道それぞれの渠冊が収録され、詳細な用水路図（渠図）が附されるなど、当該地域における水利灌漑問題を考察する上で不可欠の史料と言える。

『洪洞縣水利志補』は民国六年（一九一七）、洪洞県知県孫奭崙によって編纂され出版された。冒頭に附せられる孫の自序によれば、

然れども竊かに以爲らく、若し難を畏れるに因りて苟安せば、既にして自棄するに隣く、不治を以て難治と為さば、則ち民を誣くに近し。茲れ連年亢旱の時に値り、正に吾人のために以て切實研究の會なり。是を以て一渠案の來るに於いて、務めて先に其の沿革を詳詢し、其の利弊を考究するに、冊例を徵求し、碑碣を搜索し、必ず遺漏無くして後已む。其の形勢に於けるや、則ち親から勘（かん）べて手づから之れを繪（え）く。^⑪

知県として赴任した孫は水争の頻発する難治の地とされた洪洞県において、根本的な解決を目指し、渠冊の編修を決意する。さらに、その根本材料として明文化された渠規たる冊例とともに碑刻が用いられ、孫自身による現地調査を経て渠冊中に収録された。^⑫また先に述べた渠図も孫自身の手になるものであり、調停の現場における明確な基準として用いられたと考えられる。

孫のこうした水争解決への姿勢は実際の調停現場においても發揮される。同じく『洪洞縣水利志補』の冒頭に記される

現地洪洞県の人韓炯の序文中において、「公平心にして以て之れを察し、實地にて以て之れを勘べ、復た之れを考うるに、渠冊を以て之れを證け、碑碣を以て之れを求む。」とあり、実際の水争調停に当たつて孫は実地調査をもとにその是非を判断し、渠冊及び碑刻資料にその根拠を求めたと記される。

『洪洞縣水利志補』中には霍泉を利用した灌漑用水として、南霍渠及びその支渠たる小霍渠、清水渠、副霍渠の渠冊が収録される。^⑬その内、「南霍渠冊」は清代雍正三年（一七二五）に編纂されたが、この修冊は雍正二年における水争の勃発に対応して開始されたものであらう。また、同じく雍正二年の水争の結果、鉄柵を設置して三七分の割合で分水を行うこととなるが、その経緯を記す雍正四年立石の「建霍渠分水鐵柵碑」及び同年立石の「山西洪洞霍麓山泉碑」に記される歴代の霍水灌漑事業に関わる詳細な内容は、「南霍渠冊」修冊の際に得られた情報をもとに記されたと考えられる。

この相次いで引き起こされる水争に歯止めをかけるために作成された「南霍渠冊」の冒頭に記されるものこそ、金天眷二年「都總管鎮國定兩縣水碑」に他ならない。同渠冊中には当該碑刻録文に続いて、

再び上の水例條一本を抄写するを行い、後再び南霍渠禁口の石椿一条を整理するを要し、已に前後争告せる公事内の詞因を看て理會施行す。^⑭

とあつて、「都總管鎮國定兩縣水碑」の録文を収録するとともに、南霍渠禁口に置かれた石椿上の刻文を収録し、^⑮歴代水争の経緯を記載する。

まず唐代貞元年間における霍渠利用にからむ水争の経緯が記され、続けて、

竊かに見えらく、平陽府の霍山 霍水の聖水有りて、十分を以て率と爲し、三七もて均分す。趙城は水七分を得、北霍泉渠と名づく。洪洞縣は水三分を得て、名づけて南霍泉渠と爲す。澤流絶うる無く、其の兩縣の人民は皆な澆漑の利に頼り、共に一百三十村莊、計一千七百四十七戸を灌す。該の水田地は九百六十四頃一十七畝八分、水碾磨四十五輪を動かす。続く大朝登基より、渠條を置立す。本渠の一十三村大小溝・總地土・使水の日期。……（中略）……天眷二年六月 日都鎮國定む。^⑯

右記箇所冒頭部分は灌漑用水使用戸数、灌漑面積、水車数などの点からみて、明らかに「都總管鎮國定兩縣水碑」中に
おける北宋慶曆年間の記事に基づくものである。よってこの記載に続く「続く大朝登基より」以下は金代の事例を述べた
ものとみなし得る。

そこには「本渠の一十三村大小溝・總地土・使水の日期」に関わる各種規定が記載され、用水路の管理に当たる渠長の
選出、毎月四日毎の水門の開放、使水規定違反者に対する罰則が明記される^⑩。さらに、土地面積に応じた夫役充当人数、
各引水路の数及び規模が簡条書きで記されるが、その末尾には「天眷二年六月 日都鎮國定む」と記され、これら各種規
定が天眷二年六月時点において都總管鎮國上將軍完顔謀离也によって定められたものであるとするのである。

しかしながら、本来慣習法として継承されるという水利規定の持つ性格から判断すれば、当該渠規をそのまま天眷二年
時の規定と素直に受け止めることには抵抗がある。また、渠規中に現れる語彙、並びに簡条書きにて示される罰則規定な
どは、他の渠冊中の用例と比較してもほとんど差異が見られない。従って渠冊中に記される罰則規定も恐らくは修冊当時
の状況、すなわち雍正年間の通行規定を反映するものであると言えよう。

では、何故に金代天眷二年時の規定として渠冊中に記載されることとなったのであろうか。慣行として継承された水利
規定は途中当時の実情に合わせて変更が加えられたが、こうした変更の際にも、やはり依拠すべき基準となつたのは当時
現存する最古の規定である「都總管鎮國定兩縣水碑」の記載であつたと考えられる。各自がそれぞれに碑刻中の記載を引
用し、そこに依拠すべき判断を求めたのである。明代の事例でも明らかであるように、碑刻中に記載されない事柄に対し
ては、異議申し立てを行うことすらできないという状況は、灌漑水の利用にあつての本来あるべき姿を伝える「都總
管鎮國定兩縣水碑」の極めて重要な役割を示すものであり、その規定力が後世にまで生きていたことを物語る。使水戸は
「都總管鎮國定兩縣水碑」に依拠することで自らの正当性を主張することが可能となつたのであり、また官司の調停・裁
定も当該碑刻の記載をその判断基準とするなど、全ての基準は天眷二年時に求められることとなつたのである。

本章において明・清代における「都總管鎮國定兩縣水碑」の役割を述べてきたが、これらの時代においても当該碑刻が霍泉灌漑用水利用に関する最も根本的な規定でありえたことは明らかであり、本章冒頭で述べた『山西各縣名勝古蹟古物調査表』が編纂された民国二〇年時点においても、引き続き当該碑文が水争の裁定に重要な役割を果たし得る可能性は十分にあり得たと言えよう。

① 碑記解決洪趙兩縣水事。朝散大夫少府少監權平陽府判官楊丘行撰、平陽府判司官喬木書并題額。題都總管鎮國定兩縣水碑十字。查洪趙兩縣水争、常依據此碑爲辯駁。

② 前掲第一章註②左慈元著書九五—九六頁。

③ 分水地点に設置された劈水石に関する明確な記載はないが、趙城県の王廷琅によって撤去された結果、趙城県に八分、洪洞県に二分の割合で分水がなされることとなったことから、南霍渠側への流入量増大の為に設置された攔水石と同様の働きをしたことが分かる。

④ 宋縝、字は伯敬、河南商丘の人、嘉靖三十八年の進士。『明史』卷二二四に立伝されるが、山西監察御史在任中における水争裁定の事跡は記載されない。

⑤ 本府呈「委趙同知胡通判會勘得、董景暉等所告山泉渠口、考驗金天管二年復立碑文內載兩縣原定分水古碑、趙城縣陡門內水南北闊一丈六尺一寸、深一尺七寸。洪洞縣陡門內水東西闊六尺九寸、深一尺六寸。後因年遠、灰石朽壞、歷年空淘移損、將北霍渠北岸砌石被水衝刷無踪、西壁原立攔水石二尺去其大半、以致南霍渠不及分數。拘集兩縣渠長人等丈量、北霍渠南北闊一丈六尺八分、此碑文內載多闊「二」(五)寸八分、用石補砌改正、止照碑文原定闊一丈六尺一寸。洪洞縣前少闊一尺五寸、增砌補足、亦照碑文原定闊六尺九寸。並立攔水石、照舊闊二尺、仍將洪洞縣多深三寸、墊砌止深一尺七寸等因、具呈照詳。」

⑥ ここで「都總管鎮國定兩縣水碑」中の慶曆碑のデータを引用すること

とからは、より古いデータこそを準拠すべきものとする当時の認識が窺われる。但し、慶曆碑を直接引用しないことは、既に述べた様に隆慶二年の時点においてもはや慶曆碑が失われていたことを示すものであろう。

⑦ 蒙批深、闊、攔水石俱照碑文改正補立、灰石匠作工費、於兩縣積貯本院贖銀罪米三七道支、事完具數繳。蒙此遵依行令、洪洞・趙城二縣修完回報訖。

⑧ 及審兩渠渠長近來屢屢相争謂何、各稱「原無争闊狹・淺深、止因不遵禁例、每私行開淘、故紛紛告擾。看來若無私行開淘之事、則舊規一定、決無相争。今撤去二石、依然如舊、此正行所無事息争之良法也。但門限石碑文不載、今去之洪洞之人已無詞矣。而攔水石則碑文所原有者、恐後日仍復争立、趙城之人決不肯從。適滋多事之端。合無候詳允日於兩縣各立石碑一通、以杜後詞。庶兩河相安、官兵亦俱便矣。」將董景暉取問、罪犯具招。呈詳蒙批、「董景暉依擬發落。二石俱去、誠兩便之道也。」

⑨ 前掲はじめに註④森田一九七七A、一七頁。

⑩ 竊以爲若因畏難而苟安、既隣於自棄、以不治爲難治、則近於護民。值茲連年亢旱之時、正與吾人以切實研究之會。是以於一渠案之來、務先詳詢其沿革、考究其利弊、徵求冊例、搜索碑碣、必無遺漏而後已。於其形勢也、則親勘而手繪之。

⑪ 前掲はじめに註④森田一九七七A、二九—三〇頁。

⑫ 『洪洞縣水利志補』の記載に依れば、南霍渠の支渠たる小霍渠の開鑿時期は北宋慶曆六年、副霍渠は明洪武三十五年、清水渠は未詳とされる。北霍渠は趙城県内を流れるため、『洪洞縣水利志補』中には記載されない。

⑬ 再行抄寫牌上水例條一本、後再要整理南霍渠禁口石椿一條、看已前後爭告事內詞因理會施行。

⑭ 『洪洞縣水利志補』南霍渠冊においては、当該碑刻のタイトルは「都總管鎮國定兩縣水牌」と記される。森田明氏によれば、灌漑用水の利用に当たり、木牌（水牌）と呼ばれる各水戸への配水日時の割當一覽を記載した木板を回送し、不正な使水の予防と摘発に備えたと思われる。当該碑文が水牌上に記されていたとも考えられよう。前掲註④森田一九七八参照。

⑮ 南霍渠禁口の石椿に関しては詳細は不明であるが、以下の内容（或

結びにかえて

これまで見てきた様に、より古い規定に準拠点を求めるという慣習としての水利規定の性質によって、「都總管鎮國定兩縣水碑」の記載内容は各自の論拠として利用され続け、王朝交替にも左右されることなく後世への規定力を有し続けたことが明らかとなった。これは本来的に旧来の規定を保持しようとする関係者の意志に基づくものであり、当該地域に關しては洪洞県に三分、趙城県に七分という分水割合は変更されることなく、一〇〇〇年以上にも亘って継承されたのである。

最後にこれまで言及しなかった当該碑刻を巡る疑問点に關して述べてみたい。「都總管鎮國定兩縣水碑」録文を収める『山右石刻叢編』においてはその所在地を「今平陽府に在り」とし、胡聘之の目睹した碑刻が当時平陽府府衙に置かれた

いはその一部）が刻石されていたと考える。

⑯ 竊見、平陽府霍山有霍泉聖水、以十分爲率、三七均分。趙城得水七分、名北霍泉渠。洪洞縣得水三分、名爲南霍泉渠。澤流無絶、其兩縣人民皆賴澆溉之利、共灌一百三十村庄、計一千七百四十七戸。該水田地九百六十四頃一十七畝八分、動水碾磨四十五輪。續自大朝登基、置立渠條。本渠一十三村大小溝・總地土・使水日期。……天眷二年六月日都鎮國定。

⑰ 長文の爲、本稿にては省略。『洪洞縣水利志補』所収「南霍渠冊」参照。

⑱ 本来慣行として遵守されるという性質の水利規定は、その時々において増補・削除がなされたと考えられ、各事項成立の時期を判別することは困難である。

ものであるとする。また、近年出版された『黄河金石録』中においては、「碑、今山西洪洞県広勝寺に立存す。」と記されるところから、分水処に立てられたもう一方の石碑（水神廟南壁の碑刻、すなわち筆者が目睹し得たもの）を写したものであることが分かる。つまり両書に収録される碑文はそれぞれ別の碑刻から写し取られたものとされるのである。

加えてこの二碑に関しては『山西各縣名勝古蹟古物調査表』中においても「名称・趙城洪洞水利碑、時代・金天眷二年六月、地址・舊平陽府廳前」、「名称・都總管鎮國定兩縣水碑、時代・金天眷二年六月、地址・広勝下寺」と記載され、民国二〇年時点において両碑刻の現存が確認されている。

しかしながら、この両録文には明らかに奇妙な一致が存在する。『山右石刻叢編』所載の録文中には、いくつかの欠字が見られる。また、筆者の目睹した広勝寺水神廟の碑刻は中央より左右・下方向に断裂しているが、この『山右石刻叢編』の欠字部分が完全に水神廟碑の断裂部分と合致するのである。さらに、碑文三〇行目の言偏のみのが確認できる文字（録文中「訟」）は、現存する水神廟碑においても旁部分が剝落しており、同じく言偏のみしか確認することはできない。

つまり、胡聘之が『山右石刻叢編』に移録したとする平陽府に置かれた碑刻と水神廟に現存する碑刻は同一の箇所が断裂し、さらに同一箇所が剝落するのである。よほどの偶然でもないかぎり、別々の場所に置かれた二碑が同じ破損状態を止めることは考えにくい。これは胡聘之が移録した碑刻こそ水神廟に現存する碑刻そのものであることを意味しよう。

『山西各縣名勝古蹟古物調査表』の記載によるかぎり、民国二〇年以降のいずれかの時点において広勝寺の碑刻が失われ、平陽府から広勝寺にもう一碑が移されたと考え得るが、胡聘之が移録を行った際の記録ミスとも考えられ、詳細は不明である。或いは前者の原因によるものであれば、何故に民国二〇年以降の段階で当時碑刻を洪洞県に移す必要があったのか、当時においてもその必要性が認識されていたのか、興味の尽きない問題である。

碑刻の存佚は人為的な倒壊・損傷及び水害や地震といった自然災害に大きく影響され、大半の碑刻がこうした原因により失われたことは間違いない。しかし、様々な環境の変化を経ながらなお現在も立ち続ける碑刻は、その現存が単に偶然

性のみに左右されるものではなく、それが残存するだけの意味を持ち得たために、残るべく、或いは残されるべくして残ったことを示すものと言えよう。断裂した「都總管鎮國定兩縣水碑」が現在も水神廟内に立ち続ける事実は、その必然性を雄弁に物語る。

〔追記〕 本稿脱稿後に、黄竹三・馮俊傑等編著『洪洞介休水利碑刻輯録』（陝山地区水資源與民間社会調査史料集第三集、中華書局、二〇〇三）が刊行された。洪洞県および介休県に現存する水利碑を網羅的に収録する好著であり、本書の出現により今後水利碑の利用が一段と活発化すると考えられる。しかしながら、本書に収録される「都總管鎮國定兩

縣水碑」録文（【原碑格式】三頁）に関しては明らかな誤字及び改行の誤りが相当数見受けられ、さらに空格の措置は一切なされないなど問題が多い。そのため、本稿においては敢えて本書を用いての校勘・参照を行わず、追記するに止める。

（京都大学研修員

système politique dramatiquement et attaqué les jacobins comme les directeurs de la Terreur. Dans un tel contexte, en hiver 1794, les Conventionnels ont entrepris la réorganisation.

Presque tous les auteurs des plans de la fête ont avoué l'échec de l'an II, donc ils ont introduit des éléments de la distraction (la danse, le banquet) et le culte de l'Être suprême. Quant au Être suprême, en premier lieu, il a été regardé comme une sorte du déisme, mais à mesure que la discussion a progressé, l'Être suprême a devenu le clé pour attirer les catholiques. Et les éléments cérémoniaux, par exemple, le mariage, la naissance ont été recommandés dans le même but. La réorganisation en l'an III a changé le caractère de la fête décadaire.

Mais, beaucoup de auteurs intentionnellement ont rayé le dogme de l'immortalité de l'âme des plans, parce que le dogme a été une des raisons qui ont fait la conspiration de la fête de l'Être suprême. La mémoire de Robespierre restreignait la réorganisation libre.

Research on the Stone Tablets Dealing with Water Supply
in the Hongdong 洪洞 District of Shanxi 山西 : The Case of
“Du zong guang zhen guo ding liang xian shui bei”
都總管鎮國定兩縣水碑, from the Second Year of
the Tianjuan 天眷 Era of the Jin 金 Period.

by

IGURO Shinobu

The stone tablets dealing with water supply refers to stone inscriptions recording details of irrigation works and results of disputes over the division of irrigation water. These tablets honored those involved and memorialized the project as well as stipulated regulations for water usage.

There exist at the Guangshengsi 廣勝寺 temple in Hongdong District in Shanxi many stone tablets containing records from the Early-Jin to the Late-Qing period of the irrigation system for Huoshui 霍水 water. Among these the “Du zong guang zhen guo ding liang xian shui bei” from the Tianjuan era of the Jin period

specified that seventy percent of the Huoshui water for irrigation was to go to the south and thirty percent was to be distributed to the north, and that this ratio would be maintained over future dynasties.

These rules remained in effect during the Ming period, as parties involved in disputes in the Hongdong and Zaocheng 趙城 districts relied on the contents of the tablet to justify their actions. And government officials rendered judgments on such conflicts after taking consideration of their contents. When a collection of regulations related to the water supply, *juce* 渠冊 were compiled in the Qing period, the contents of the tablets were recorded at the beginning of the collection, but they were followed by detailed rules that had not been contained in the Jin-period tablets.

The tablets also recorded various types of official documents that were exchanged by government offices, for example the *shen* 申, *die* 牒, *zhazi* 劄子, and *shangpan* 上卮. Among these, *shangpan* was a special term for a document whose written format was strictly maintained, and whose use was limited to the Early-Jin period. In Northern China, the Yuanshuaifu 元帥府 was the highest organ of government during the Early-Jin Dynasty, having succeeded the power of the prime minister of the Northern Song, and it issued documents in the form of *zhazi*. For that reason, it is thought that when the newly established subordinate office of Xumiuyan 樞密院 issued documents, the newly created form of *shangpan* was employed. This well-ordered system of documents formed the foundation for the rule of the Jin Dynasty in North China.

The stone tablets that provided the fundamental rules for dividing Huoshui water for irrigation were erected at the Pingyangfu 平陽府, the office charged with superintending this irrigation system, and at the point where the water was divided. As the tablet erected at the point of the divergence was lost, it may be presumed likely that the tablet originally at the Pingyangfu was moved to the point of division. This demonstrates that this tablet was actually used across the dynasties.